

令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外)のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者・申請の有無

(1) 申請不要

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外)の支給対象者であった方

(2) 申請必要

「①養育要件」と「②所得要件」のいずれも該当する方

① 養育要件

- 平成17年4月2日(障害児については、平成15年4月2日)から令和6年2月29日までに出生した児童を養育する方
(障害児については、特別児童扶養手当の受給者に限る。)

② 所得要件

- ア 令和5年度**住民税(均等割)が非課税**の方
※令和4年度分の給付金受給者を除く。

又は

- イ 物価高騰の影響により令和5年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

2. 支給額

児童1人あたり **5万円**

■ こども家庭庁コールセンター

0120-400-903 (受付時間:平日9:00~18:00)

■ 中央区福祉保健部子育て支援課子育て支援係

03-3546-5350・5351

(受付時間:平日8:30~17:00、水曜日のみ19:00まで)

中央区ホームページ
(ひとり親世帯以外)



3. 給付金の支給手続き

■ 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）の支給対象者であった方

- ▶ 対象者には、令和5年5月19日（金）に令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）を支給した口座に支給済みです。

【ご注意ください】

※給付金の支給に当たって、指定していた口座を解約している場合や海外へ転出された等により支給に伴うお知らせが届いていない場合は、給付金の支給ができない場合があります。
詳しくは、区ホームページをご確認ください。

■ 上記以外の方（例）令和5年度住民税（均等割）が非課税の方、物価高騰の影響により収入が急変した方 など

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請期間は、**令和5年6月5日から令和6年3月15日まで**です。
- ▶ 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて子育て支援課あて郵送でご提出ください（窓口での提出も可）。
申請書などは中央区ホームページからダウンロードできます。
- ▶ 申請内容を確認し、給付金の支給要件に該当する方に対し、指定口座に**6月26日以降**に順次振り込みます。
- ▶ 詳しくは区ホームページをご確認ください。

4. ひとり親世帯に対する給付金について

- ▶ 詳しくは、区ホームページをご確認ください。



中央区ホームページ
（ひとり親世帯）



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、又は警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。